

# 遺族年金の仕組み

一家の働き手が亡くなった時、頼りになるのが遺族年金だ。現在は母子家庭に限られている遺族基礎年金の支給対象が、今年4月から父子家庭にも拡大される。万一に備え、遺族年金の仕組みについて知っておきたい。



夫が亡くなった場合の遺族年金額(年額)の目安

	高校卒業前の子どもがいる妻		高校卒業前の子どもがいない妻		
	子どもが1人	子どもが2人	妻が40歳未満	妻が40~64歳	妻が65歳以上(※2)
夫が自営業	遺族基礎年金 100万2500円	遺族基礎年金 122万6500円	なし	なし	妻の老齢基礎年金として 77万8500円
夫が会社員(※1)	遺族基礎年金、 遺族厚生年金計 159万1900円	遺族基礎年金、 遺族厚生年金計 181万5900円	遺族厚生年金 58万9400円	中高齢寡婦加算を含む 遺族厚生年金 117万3300円	遺族厚生年金、 妻の老齢基礎年金計 136万7900円

生命保険文化センター試算(現在の金額で、4月からは改定される)  
 (※1)平均月収35万円、加入期間25年などの前提で計算したモデル。実際には夫の収入などによって年金額は異なる  
 (※2)40年間国民年金に加入し、65歳から老齢基礎年金を満額受給すると仮定。経過的寡婦加算は含まない

## 父子家庭にも基礎年金 4月から

「遺族厚生年金」などがある。老齢年金を受け取っている人が死亡した場合にも出る。遺族基礎年金は、夫を亡くした母子家庭が支給対象。末子の

限され、十分な収入を得られないことも多い。厚生労働省の調査では、父子家庭の4割以上が、父の就労収入が年300万円未満だった。

遺族厚生年金は、厚生年金に加入する会社員などが死亡した際に遺族に支給される。支給範囲は遺族基礎年金より広く、子どものいない妻なども対象。子どもがいれば遺族基礎年金と併せてもらえる。55歳未満の夫は受け取れないなど、男女格差が残る。

東海林さんは「遺族年金は、夫や妻を亡くした場合に自動的に出るものではなく、請求が必要だ。手続きなどは、全国に3、2か所ある年金事務所などで相談してください」と話している。

「遺族年金の注意点」  
 ・年金事務所などで請求の手続きをしないと受給できない  
 ・年金額は年度ごとに見直される。今年4月からは0.7%引き下げられる  
 ・遺族厚生年金は①妻、子ども、55歳以上の夫②55歳以上の父母③孫④55歳以上の祖父母——の中から番号の小さい順に優先して支給される。ただし55歳以上の夫や父母、祖父母が受け取れるのは60歳になってから  
 ・子どもがいなかったり、末子が18歳の年度末を過ぎたりした40~64歳の妻は、遺族基礎年金をもらえない代わりに、遺族厚生年金に「中高齢寡婦加算」がつく(和田さん、東海林さんの話をもとに作成)

遺族年金の額は給与や加入期間によって異なる。表の遺族厚生年金の額は平均月収などを仮定した上での目安。

社会保険労務士の東海林正昭さんは「遺族厚生年金の額は、亡くなった人が受け取る予定だった老齢厚生年金(報酬比例部分)のおおむね4分の3の金額と考えてください」と話す。

遺族基礎年金、遺族厚生年金とも、亡くなった人が、年金保険料を払うべき期間の3分の2以上、保険料を払っていたか、または死亡前1年間に保険料未納がなかったことが受給条件となる。残された家族の年収が850万円以上だと原則として受給できない。